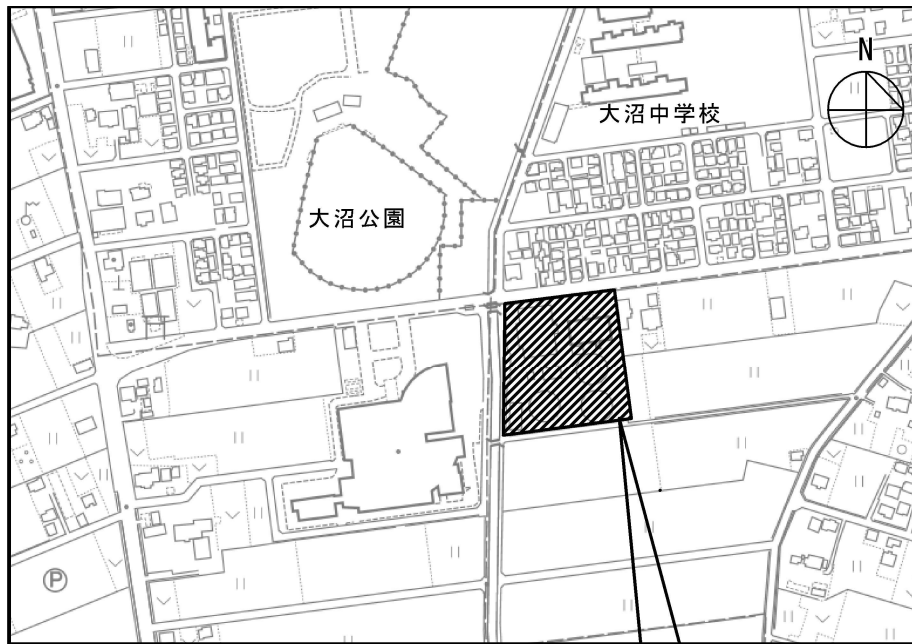


令和 8 ・ 9 年度								委 託 仕 様 書							
委 託 名				西部浄水場浸水災害対策工事施工監理業務委託											
委 託 箇 所				春日部市一ノ割 1 7 3 1 番地 1 西部浄水場											
路 河 川 名 称															
事 業 名															
業 務 大 要															
西部浄水場浸水災害対策工事施工監理業務 1式															

案 内 図

委託名 西部浄水場浸水災害対策工事施工監理業務委託



委託場所 : 春日部市一ノ割 1 7 3 1 番地 1

対象施設 : 西部浄水場

変 更 理 由					
備 考	延べ床面積 : 管理棟 1289.6 m2 自家発電電気室棟 88.22 m2				
地 区	(0001) 県南	労務費補正	-	機械経費(賃料)補正	-
単価適用年月	(R0806) 令和08年06月				
工 期	当 初	自		至	令和10年3月17日
		日 数			
	変 更			至	
経費適用年月	令和08年06月				
設 計	当 初 金 額		変 更 金 額		
	業務価格				
	消費税相当額				
	合計				
請 負	業務価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
週休2日区分	-				

委 託 費 内 訳 書					
工事区分 工種 種別 細別・規格	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
業務委託（施工監理業務委託）		式			
	1				
_ 西部浄水場浸水災害対策工事施工監理業務		式			
	1				
_ _ 直接人件費		式			
	1				
_ _ _ 施工監理業務		式			
	1				
_ _ _ _ 管理棟(総合)		式			第1号内訳書
	1				
_ _ _ _ 管理棟(設備)		式			第2号内訳書
	1				
_ _ _ _ 自家発電電気室棟(総合)		式			第3号内訳書
	1				
_ _ 諸経費		式			
	1				
_ _ 技術料等経費		式			
	1				
_ _ 特別経費		式			
	1				
業務価格（業務委託）		式			
	1				

委 託 費 内 訳 書											
工 事 区 分 工 種 種 別 細 別 ・ 規 格				数 量		単 位	単 価		金 額	摘 要	
業務価格計						式					
_ 消費税相当額						式					
業務委託費						式					

第1号 一位代価表（内訳書）

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
技師(A)		人			
合 計					

第2号 一位代価表（内訳書）

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
技師(A)		人			
合 計					

第3号 一位代価表（内訳書）

名 称 / 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
技師(A)		人			
合 計					

西部浄水場浸水災害対策工事施工監理業務委託

特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称：西部浄水場浸水災害対策工事施工監理業務委託

2. 業務の目的

本業務は、西部浄水場浸水災害対策工事において、工事受注者の施工する工事が契約内容通り誠実に履行されるよう、工事受注者を指導する監督員の一部を代行する業務（重点監理）である。

3. 履行期間 契約締結日から令和10年3月17日まで

4. 対象施設の概要

(1) 対象施設名称 西部浄水場

(2) 敷地の場所 春日部市一ノ割1731番地1 西部浄水場

(3) 施設用途 管理棟、自家発電電気室棟

(4) 延べ面積 管理棟：1289.6 m² 自家発電機室棟：88.22 m²

5. 対象工事の概要

この監理業務の対象となる工事（以下「対象工事」という。）の概要は、以下のとおりとする。

対象工事名	工事概要	工期	備考
西部浄水場浸水災害対策工事	(1)建築工事 (2)電気設備工事 (3)機械設備工事 (4)土木工事	契約締結日から 令和10年3月6日まで	

II 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「春日部市建築工事監理業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 業務の内容

業務の明細及び内容は、共通仕様書記載の要項によるものとし、非常勤監理（重点監理）とする。

(1) 工事会議及び定例工程会議等に参加し、適切な指示・助言をするとともに会議録を作成し監督員に報告する。

(2) 工事請負業者より提出される工程表を検討し、工事の進捗に合わせ適切な時期に指示・打ち合わせを行う。

(3) 承諾図（図）、施工図を検討し、指示・助言を行う。

(4) 主要機器の検査及び工事用材料検査に立ち会い、設計図書に示す機材と相違するもの、また不合格と認められるものについては取り替えの指示をする。

(5) 部分払い検査及び中間検査の手続きに際し、工事請負業者から提出される工事支払請求内訳の審査及び承諾を行う。

(6) 完了検査において、契約内容の確認をするとともに竣工図書等の確認を行う。

- (7) 建築基準法等の完了検査において、関係機関と協議し申請書類等の確認を行う。
- (8) その他、監督員が工事監理に関する事項で協力を求める事項については協議する。

2. 監理業務は次のとおりとする。

	対 象 項 目	工 事 監 理 者	工 事 請 負 業 者
1	疑義の解決	協議・調整	
2	定例工程会議	協議・調整	
3	工事工程表及び随時細部の工程表	審査及び助言	工事請負業者作成提出
4	施工計画書	審査	上記と同じ
5	施工業者の工事日誌	必要に応じ点検	上記と同じ
6	施工業者の工事月報	上記と同じ	上記と同じ
7	工事監理日誌	記録作成、報告	
8	工事監理月報	上記と同じ	
9	工事打合せ議事録	照査	工事請負業者作成提出
10	材料検査及び報告	主要材料の検査及び報告	工事請負業者書類提出
11	品質検査及び製品試験	主要試験の立会い	上記と同じ
12	安全衛生会議	問題事項の検討及び指摘助言	上記と同じ
13	施工業者より各種承諾申請(承諾図書等)	検討、審査	上記と同じ
14	電力会社、N T T会社及び警備会社等への申請	指示及び助言	工事請負業者作成提出
15	工事施工時の立会い及び状況確認	状況確認及び指示(便宜)	
16	設計図書と現地の照合点検	各部分の点検	
17	段階検査及び報告	特定の施工段階(中間)の立会検査	
18	立会試験(現場、工場)及び報告書	試験要項の助言、試験立会い、報告書検討	工事立会試験要領書、及び報告書作成提出
19	設計変更の責任区分	設計変更の調査、説明	承諾図の変更、施工工程の変更
20	安全対策の指示	工事請負業者への助言	
21	既成部分の検査(出来高)	主要部分検査、報告書	工事請負業者書類提出
22	竣工検査	竣工検査の立会い	
23	完成図書	審査、承認	工事請負業者作成提出

- (1) その他、監督員から工事にあたって必要な指示を行う。また、詳細で疑義が生じた場合は協議し、決定する。

3. 提出書類

提出書類は、次に定めるとおりとする。

	提出項目	工事監理者	工事請負業者
1	運転操作要領書、機器取扱説明書等	点検、審査	工事請負業者提出
2	実施工程表	点検、指示	上記と同じ
3	工事作業日誌	点検、(便宜)	上記と同じ
4	監理業務日誌	監理業務委託者提出	
5	打合せ議事録工事等	点検、指示	工事請負業者作成して提出
6	材料検査書	点検、審査	上記と同じ
7	工事写真集	上記と同じ	上記と同じ
8	品質及び製品試験に関する報告書	上記と同じ	上記と同じ
9	設計変更に伴う設計資料、その他資料	調査、検討	上記と同じ

4. 監督員への報告

監理者は工事状況を適確に把握し、その都度発注者に報告・協議の上、工事が適正に実行され、かつ安全管理上からも問題ないよう指導する。

- (1) 監理者は監督員への助言及び報告を怠らず、また監理者が承諾したものについては速やかに監督員の承諾を得ること。
- (2) 監理者は、工事監理業務の概要や工事進捗状況を記した月報を監督員に文書で報告すること。
- (3) 工事請負業者が建設工事請負契約を厳守しないときや、建設工事に関して各種法令に抵触すると認められるときは、監督員へ速やかに内容を報告すること。
- (4) 工事請負業者から工事用材料、施工方法等について変更の申し出があり、止むを得ないと認められるときは監督員へ速やかに内容を報告し、対応方法について指示を受けること。
- (5) 設計変更の処理
 - ・ 変更内容の検討をすること。
 - ・ 変更および材料の承認については、変更承認書に基づいて工事請負業者によって作成された資料等の内容について検討し、監督員に報告すること。

5. その他の留意事項

- (1) 本監理業務の実施にあたり、春日部市業務委託契約約款及び設計図書等について熟知し、かつ工事現場の状況に精通し、建築基準法、水道法、水道施設設計指針、電気事業法技術基準、土木学会各種標準仕様書、水道工事標準仕様書(日本水道協会)、その他関係法規準拠し工事監理しなければならない。
- (2) その他、監督員の指示があった場合には、協議とする。

工 事 監 理 業 務 区 分 表

監理業務区分について特記に別の定めがある場合は特記仕様書を優先する。
また、特記仕様書にて受注者が行わない項目は適用しない。
工事と監理業務の監督員がそれぞれ異なる場合には、監督員が必要な調整を行う。

1. 工事監理に関する業務

(1) 工事監理方針の説明等

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
(i) 工事監理方針の説明		承諾	提出		当該業務の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について記載された業務計画書を作成し、監督員に提出し、承諾を受ける。
(ii) 工事監理方法変更の場合の協議		協議	協議		当該業務の方法に変更の必要が生じた場合、監督員と協議する。

(2) 設計図書の内容の把握等の業務

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
(i) 設計図書の内容の把握	指示	確認	報告		設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、その内容をとりまとめ、監督員に報告する。
(ii) 質疑書の検討	指示	確認	報告	打合せ	工事施工者等から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質（形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。以下、同じ）確保の観点から技術的に検討し、その結果を監督員に報告する。 また、監督員からの質疑・指示があった事項について、その内容を打合せにより正確に工事施工者等に伝える。 監督員への報告及び工事施工者への伝達に際し、必要に応じて説明図等を作成する。

(3) 施工図等を設計図書に照らして検討及び報告する業務

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
(i) 施工図等の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者等が作成し、提出する施工図（現寸図、躯体図、工作図、製作図等をいう。）、製作見本、模型、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。
(i)' 色等の指示	指示	確認	報告	検討	材料の色、柄等について検討し、監督員に報告する。
(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者等が提案又は提出する工事材料、設備機器等（当該材料、機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。）及びそれらの見本に関し、工事施工者等に対して事前に指示すべき内容を監督員に報告し、提案又は提出（現場搬入）された工事材料、設備機器等及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、適合していると認められる場合には、検査を実施し、その旨を監督員に報告する。 検討の結果、適合しないと認められる場合には、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(4) 工事と設計図書との照合及び確認

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工事と設計図書との照合及び確認			確認		工事施工者等が行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者等から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	指示	確認	報告		(4)の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 (4)の結果、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認められる箇所がある場合は直ちに監督員に報告するとともに、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。 (4)の結果、監督員から適合していない箇所を示された場合においても、設計図書に定められた品質を確保するために必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。 工事施工者等が必要な修補を行った場合は、その方法が設計図書に定める品質確保の観点から適切か否かを確認し、適切と認められる場合には、その内容を監督員に報告する。

(6) 業務報告書等の提出

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
業務報告書等の提出		確認	提出		工事と設計図書との照合及び確認をすべて終えた後、契約図書により義務付けられた提出書類及び監督員が指示した書類等の整備を行い、監督員に提出する。

2. 工事監理に関するその他の業務

(1) 工程表の検討及び報告

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
工程表の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	工事請負契約の定めにより工事施工者等が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事施工者等に対する修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(2) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告	承諾	確認	報告	検討	設計図書の定めにより工事施工者等が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、品質が確保できると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 検討の結果、品質が確保できないおそれがあると認められる場合には、工事施工者等に対して修正の求めその他必要な措置についてとりまとめ、監督員に報告する。

(3) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
(i) 工事と工事請負契約との照合、確認及び報告	指示	確認	報告	確認 検討	工事施工者等が行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者等から提出される品質管理記録の確認等、対象工事に応じた合理的方法により確認を行い、適合していると認められる場合には、その旨を監督員に報告する。 検討の結果、適合していないと認められる箇所がある場合、又は監督員から適合していない箇所を示された場合には、工事施工者に対して指示すべき事項を検討し、その結果を監督員に報告する。 工事施工者等が必要な修補等を行った場合は、これを確認し、その内容を監督員に報告する。
(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	指示	確認	報告	立合い 確認等	工事監理仕様書に定められた試験、立会い、確認、審査、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、その結果を監督員に報告する。また工事施工者等が試験、立会い、確認、審査、協議等を求めたときは、速やかにこれに応じる。
(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	指示	確認 指示	報告	検査	工事施工者等の行う工事が、設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ破壊検査が必要と認められる理由がある場合には、監督員に報告し、監督員の指示を受けて、必要な範囲で破壊して検査する。

(4) 関係機関の検査の立会い等

項目	監督員の事務		受注者の事務		処理方法
	工事施工者に対する措置	受注者に対する措置	監督員への報告等	工事施工者に対する措置	
関係機関の検査の立会い等	立会い	確認	報告	立会い	関係機関の検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき監督員に報告する。